

パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト(第3次分)募集要領

平成23年11月24日

平成23年11月25日改訂

平成23年12月1日改訂

内閣府政策統括官(経済社会システム)

パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト(第3次分)について、以下の要領で募集を実施します。

1. 応募主体

都道府県、政令指定都市、中核市等の地方公共団体

(政令指定都市、中核市等が実施する場合にあっては、事業の実施について都道府県と調整を行った上で応募すること。)

※ NPO法人等の団体は、地方公共団体の委託を受けて実施することとなるため、応募主体は地方公共団体としている。

2 提出書類

「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト」実施計画書

○ 様式はA4版、縦、横書き、左綴じとする。ただし、図表等については、必要に応じてA3版での折り込みも可とする。

○ 実施計画書の様式は任意とするが、以下の事項についての内容を含むものであること。

(3に掲げる「選定のポイント」をどのように満たしているかが明確にわかるように記載してください。特に、下線部についてはより具体的に記載してください。)

- ・ 実施予定地域
- ・ 想定する事業委託団体
- ・ 想定する主な支援対象者
- ・ 実施体制及び規模(パーソナル・サポーターの数等)
- ・ 事業予算規模(概算)、支出内容

3 モデル・プロジェクト実施地域の選定のポイント

○ これまでにパーソナル・サポート・サービス検討委員会で行われてきた議論の内容、特に

- ・ 平成22年8月31日 「『パーソナル・サポート・サービス』について～モデル・プロジェクト実施前段階における考え方の整理～」
- ・ 平成23年5月12日 「『パーソナル・サポート・サービス』について(2)～22年度モデル・プロジェクトの実施を踏まえた中間報告～」

を踏まえた事業内容となっていること。

また、パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクトの実施について(平成23年11月22日社援発1122第3号 各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局長通知)に沿っていること。

(次ページへ続く)

○ 本モデル・プロジェクト実施地域の選定に当たっては、以下のポイントを考慮する。

- ① 事業を実施する地方公共団体や委託を受けて事業を実施する実施団体が、当事者本位の個別的・包括的・継続的支援につながりうる活動の実績を有していること。また、就労につながりうる者にとどまらない社会的排除リスクの高い者を幅広く対象とした支援や、被災地における支援・被災者に対する支援についての活動の実績を有している、又は、今後の支援計画を策定していること。

現在モデル・プロジェクトを実施している地域にあつては、これまでのモデル・プロジェクトにおける実績や現在の地域の状況を踏まえた上で、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象とした支援（被災地における支援・被災者に対する支援を含む。）に対応できる支援計画を策定していること。

- ② 単に一団体での活動としてではなく、各地域、各分野の相談援助の担当者が、それぞれの機関の枠を超えた個別的、継続的、包括的支援の担い手として地域のネットワークを構築する体制となっていること、又はそのような体制を具体的に展望した計画となっていること。

さらに、支援対象者や地域、社会資源の状況に即して独自の取組や新たな事業・制度に関する構想・提案を持った場合に、地域のネットワークにおいて協議・調整を行い、対応すること（必要に応じ本事業の中で対応することを含む。）ができる体制となっていることが望ましい。

- ③ 「中間報告」において示されているパーソナル・サポート・サービスの5つの理念（本人と向き合う支援、本人の個別状況に合った支援、継続的な支援、予防的な支援、本人をとりまく環境への働きかけ）を支援の実践に体现させていくための核となる「事務局機能」の構築を具体的に展望した計画となっていること。

- ④ 住居のない者に対する宿所提供や所持金のない者に対する緊急資金援助等の当事者に対する直接的な給付やサービス提供活動から独立した活動として計画されていること（自団体が行う給付やサービス提供の付帯的な活動として行われるものではないこと）。

また、単に生活保護の適用支援や被保護者の自立支援を目的とした活動ではなく、予防的な視点を有した活動として計画されていること。

- ⑤ モデル・プロジェクトにおいて行われた支援の一定数を「パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトにおける記入シート（平成23年度試行版）改訂版に記録し、内閣府に対して定期的に提出できる体制を整備する計画となっていること。

- ⑥ ホームページの整備を含め、地域に対する働きかけを積極的に実施できる体制を整備する計画となっていること。

- ⑦ 研修会の主催や、内閣府の主催する研修会・他の実施地域が主催する研修会への参加等、支援者のスキル・アップを図る体制を整備する計画となっていること。

- ⑧ 行政機関を含めて、支援に関係する機関の間で個人情報の取扱いについて共通のルールを設定することを含んだ計画となっていること。

- ⑨ モデル・プロジェクトの分析・評価を実施する体制を整備する計画となっていること。

4 応募締切

12月9日（金）（必着） 持参・郵送又は電子メールによる。
電子メールによる場合は、12月9日（金）18時（必着）

5 提出先及び問合せ先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1
内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会システム担当）付 宛
（担当）
吉田、高橋（智）、高橋（建）
電話：03-3581-0503（直通） FAX：03-3581-0313
E-mail:ss-shashi@cao.go.jp

6 応募後の手続とスケジュール（予定）

12月 パーソナル・サポート・サービス検討委員会の意見聴取、セーフティ・ネットワーク実現チームにおける実施地域の選定
平成23年度中 都道府県等における事業化（補正予算への計上、事業委託主体との契約の締結等）

7 その他

提出された書類等について、セーフティ・ネットワーク実現チーム及びパーソナル・サポート・サービス検討委員会において配付資料等として公開する場合があります。
また、書類等の返却はしませんので、ご了承ください。